

京都市デジタルサイネージ等自主チェックシート

デジタルサイネージ等の可変表示式屋外広告物を設置する際に確認してください。

No.	確認項目	チェック
(1) 規制地域 設置場所の規制区域等を「京都市景観情報共有システム」で確認		
1-1	【設置禁止地域】次の地域では表示できません。 歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域、第1種～第4種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区	<input type="checkbox"/>
1-2	【特別規制地区】木屋町屋外広告物等特別規制地区以外では表示できません。	<input type="checkbox"/>
1-3	【風致地区】屋外広告物に該当しない敷地内部（庭園などの外部空間）に設置する場合でも、京都市風致地区条例における基準に適合する必要があります。	<input type="checkbox"/>
1-4	【地域景観づくり地区】地域の景観づくりに主体的に取り組む組織「地域景観づくり協議会」との意見交換が必要です。地域の良好な景観形成に向けて、できるだけ早い段階で意見交換を行ってください。	<input type="checkbox"/>
1-5	【景観調和】周辺景観や建物景観との調和に配慮したものとしてください。	<input type="checkbox"/>
(2) 設置基準 表示可能な規制区域の場合、設置場所の規制基準等を確認		
2-1	【明るさ】過度に強い光は設置できません。調光機能を利用するなど、周囲の明るさと比べて不必要に高い輝度にならないようご注意ください。	<input type="checkbox"/>
2-2	【動き】点滅式は設置できません。光の動きや色の変化の速度を緩やかなものとし、動きの速い動画を表示することは避けてください。	<input type="checkbox"/>
2-3	【色彩】原則として、可変表示面はその全てを規制対象色部分とみなします。その上で、各規制区域の色彩基準を満たす必要があります。ただし、最上部の高さが4m以下で可変表示面が1㎡以下の場合、色彩基準の例外を適用できます。	<input type="checkbox"/>
2-4	【離隔】近くに他の可変表示式があると設置できません。面積が2㎡以内の場合は、周囲10mに他の可変表示式が無く、面積が2㎡超の場合は、周囲10mに他の可変表示式又は周囲300mに2㎡超の可変表示式が無いことを確認してください。	<input type="checkbox"/>
2-5	【形態】設置形態及び位置に応じて、各規制区域の高さ・大きさ・総量等の基準を満たす必要があります。	<input type="checkbox"/>
2-6	【時間帯】深夜早朝（午後10時～午前6時）の表示は避けてください。	<input type="checkbox"/>
2-7	【音】原則として、音響を伴わないものにしてください。音響を伴う場合、周辺環境の悪化を考慮して、音量・音色・時間帯に十分配慮してください。	<input type="checkbox"/>
2-8	【内容】公序良俗に反する恐れがあるものの表示は避けてください。	<input type="checkbox"/>
(3) 環境調整 周囲環境への配慮が求められる場合、関係機関との調整を行うこと		
3-1	【近隣対応】近隣等からの苦情が出ないよう、光の反射など周囲の環境に配慮してください。苦情・問合せ等があった場合には、誠実に対応してください。	<input type="checkbox"/>
3-2	【道路交通】道路交通への支障に懸念がある場合には、道路交通法等の関係法令に抵触しないよう、所轄警察署に相談してください。	<input type="checkbox"/>
3-3	【自然環境】人工光は動植物に様々な影響を及ぼす可能性があるため、輝度や光色、光の方向、表示時間帯に配慮してください。	<input type="checkbox"/>
3-4	【投影機器】投影対象物の所有者（管理者）の承諾を得た上で、関係法令等に基づく手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>